

石巻市都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表
【令和8年4月1日改正】

改 正			現 行			
○石巻市都市公園条例			○石巻市都市公園条例			
別表第2（第10条関係）			別表第2（第10条関係）			
2 都市公園を占用する場合の使用料			2 都市公園を占用する場合の使用料			
区分	単位	金額	区分	単位	金額	
電柱、電話柱その他これらに類するもの	1本1年につき	1,500円	電柱、電話柱その他これらに類するもの	1本1年につき	1,500円	
第1種電柱		1,500円	第2種電柱		1,500円	
第3種電柱		1,500円	第3種電柱		1,500円	
第1種電話柱		1,500円	第1種電話柱		1,500円	
第2種電話柱		1,500円	第2種電話柱		1,500円	
第3種電話柱		1,500円	第3種電話柱		1,500円	
その他の柱類		1,500円	その他の柱類		1,500円	
電線類その他これらに類するもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	長さ1メートル 1年につき	電線類その他これらに類するもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	長さ1メートル 1年につき	
5円		5円	4円		4円	
3円		3円	3円		3円	
鉄塔	1平方メートル 1年につき	880円	鉄塔	1平方メートル 1年につき	880円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの 外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル 1年につき	22円 31円 46円 61円 92円 120円 220円 310円 610円	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの 外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル 1年につき	18円 26円 38円 51円 77円 100円 180円 260円 510円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物	1平方メートル 1日につき	9円	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物	1平方メートル 1日につき	9円	
標識	1本1年につき	820円	標識	1本1年につき	680円	
工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事用材料置場	1平方メートル 1月につき	90円	工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事用材料置場	1平方メートル 1月につき	87円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	430円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	360円	
その他	市長がその都度定める。		その他	市長がその都度定める。		